

## 租税史

### 大正・昭和期の納税奨励について

— 国税徴収委任制度を中心に —

税務大学校租税史料室研究調査員

牛 米 努

#### ◆SUMMARY◆

明治 22 年(1889)の国税徴収法において、地租や所得税などの特定の直接国税は、市町村に徴収が義務付けられ、徴収額に応じた交付金が国から市町村に交付されることとなった（本稿においては、これを「国税徴収委任制度」と称している。）。この市町村による直接国税の徴収は、昭和 22 年(1947)の国税徴収法の改正により廃止されるまで存続した。そして、日清戦後から大正初年にかけては、交付金制度や交付基準の拡大により、納税奨励の財政的基盤が拡大・整備され、各地で様々な納税奨励策が展開されていった。

本稿は、国税徴収委任制度のもとでの、大正から昭和期における納税奨励策について検討するものである。（平成 27 年 10 月 30 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次	
はじめに	198
1 大正期の納税奨励策	200
(1) 大正3年国税徴収法改正の再検討	200
(2) 納税奨励策の展開	202
2 昭和前期の納税奨励策	206
(1) 国税徴収交付金と納税奨励策	206
(2) 昭和10年代の納税奨励策	208
おわりに	211

### はじめに

明治22年(1889)の国税徴収法において、地租や所得税など特定の直接国税は市町村に徴収が義務付けられ、徴収額に応じた交付金が市町村に交付されることになった。表1市町村が徴収する国税一覧は、市町村に徴収委任された税目の一覧である。この制度は、昭和22年(1947)の国税徴収法改正により廃止されるまで存続する。本稿では、これを「国税徴収委任制度」と称する<sup>①</sup>。

表2督促状発付数の変遷は、市町村に徴収委任された税目に対する督促状発付数の一覧である。煩雑になるので、税目の内訳は地租、所得税、営業(収益)税の主要な3税目に限定した。出典の『主税局統計年報書』の区分が表1の税目とは必ずしも一致しない部分があるが、滞納者数を把握するには十分な数値と考える。表2から滞納状況を概観すると、最初に国税の滞納が増加するのは日清戦後で、日露戦後に急増している。そのため明治44年(1911)及び大正3年(1914)に国税徴収法が改正されるが、この経緯については、すでに検討を加えたことがあり、以下のような結論を得た<sup>②</sup>。

すなわち、明治44年の改正により、これまで対象外であった地租にも国税徴収交付金

が拡大され、初めて延滞金が導入された。さらに大正3年に交付基準が改正され、徴収額だけでなく納税告知書発付数が併用されるようになった。これにより交付金は倍増し、さまざまな納税奨励策が実施されていくことになる。また、明治42年に大阪市で初めて郵便局の窓口での納税が可能となり、納税者の利便性が高まった。郵便局での納税は、他の市制施行地においても順次実施されていく。こうした施策により、日露戦後に急増した滞納者数は減少していったのである。

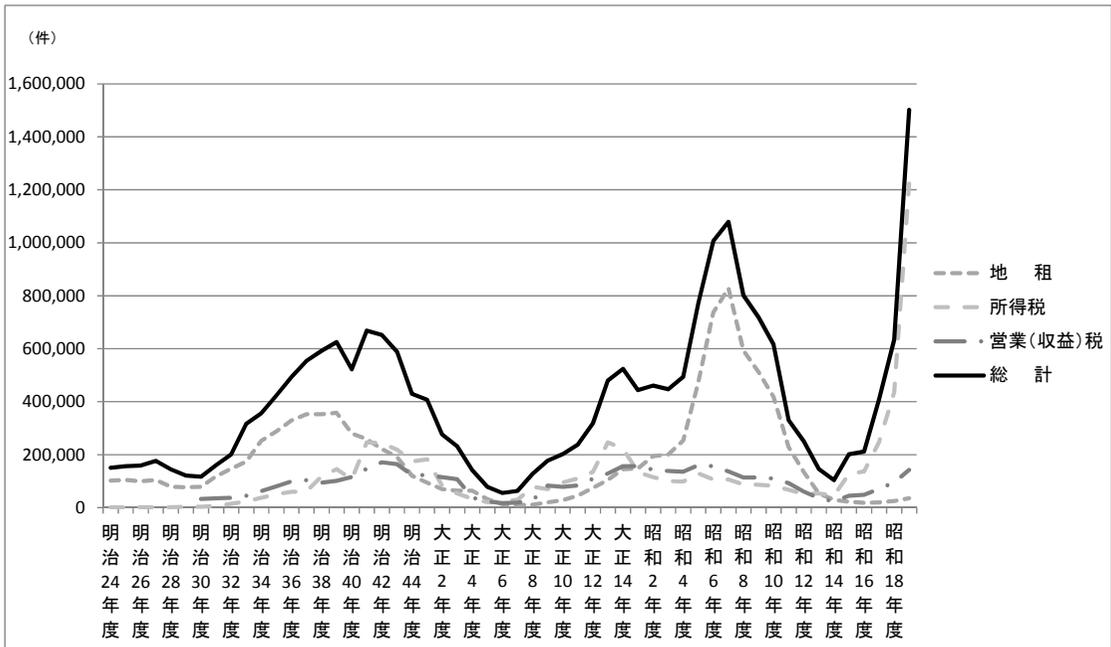
本稿では、以上の前稿を引き継いで、課題として残された大正期以降の納税奨励について検討する。表2により大正期以降の滞納状況を概観すれば、第一次世界大戦の好況時には滞納者数は減少するものの、戦後の不況期から昭和恐慌期には再び増加に転じる。この時期の特徴は地租の滞納が圧倒的に多く、農村恐慌とされた当時の状況を窺わせるものとなっている<sup>③</sup>。しかし、昭和6年(1931)の地租法による減税で地租の滞納は急速に減少していく。そして昭和10年代には、地租に代わって所得税の滞納が増加することになる。こうした状況に対して、どのような納税奨励策がなされたのかを、国税徴収委任制度との関係から明らかにしていきたい。

表1 市町村が徴収する国税一覧

公布年月	法令	税目
明治22年3月	勅令第33号	地租、所得税、自家用料酒鑑札料、菓子税、煙草税、売菓営業税、船税、車税、牛馬売買営業税、銃猟免許税
明治30年6月	勅令第195号	地租、所得税、営業税、自家用酒税、売菓営業税
明治32年5月	勅令第219号	地租、第三種所得税、営業税、自家用酒税、売菓営業税
明治33年3月	勅令第48号	地租、第三種所得税、営業税、自家用酒税、売菓営業税、北海道地方税
明治33年4月	勅令第145号	地租、第三種所得税、営業税、自家用醤油税、売菓営業税、北海道地方税
大正7年4月	勅令第65号	地租、第三種所得税、営業税、乙種資本利子税、個人戦時利得税
大正15年8月	勅令第295号	地租、第三種所得税、個人営業収益税、乙種資本利子税、個人戦時利得税
昭和10年3月	勅令第66号	地租、第三種所得税、個人営業収益税、乙種資本利子税、個人臨時利得税
昭和11年9月	勅令第333号	地租、第三種所得税、個人営業収益税、乙種資本利子税、個人臨時利得税
昭和12年8月	勅令第426号	地租、第三種所得税、個人営業収益税、乙種資本利子税、個人臨時利得税、第三種所得税特別税、個人臨時利得特別税
昭和15年3月	勅令第159号	地租、分類所得税、総合所得税、個人臨時利得税、個人営業税
昭和17年3月	勅令第154号	地租、分類所得税、総合所得税、個人臨時利得税、家屋税、個人営業税
昭和19年3月	勅令第182号	地租、所得税、個人臨時利得税、家屋税、個人営業税、樺太の市街宅地税等

『法令全書』による。昭和11年勅令第333号により明治30年勅令第195号廃止（施行規則に移行）。昭和12年の第三種所得税特別税と個人臨時利得特別税は、北支事件特別税法による増税である。家屋税の徴収は昭和17年度から。

表2 督促状発付数の変遷



各年度の『主税局統計書』及び『主税局統計年報書』による。

## 1 大正期の納税奨励策

### (1) 大正3年国税徴収法改正の再検討

明治44年(1911)の国税徴収法改正案(衆議院の議員提案)は、交付金の対象外とされた地租にも、他の税目と同様に4%の交付金を交付するというものであった。とりわけ地租は、他の税目より事務が複雑で多いことが強調されていた。これに対して主税局は、財政上の理由を掲げて、従来の交付金額の範囲内であれば地租にも交付金を認める姿勢を示した。さらに、交付基準を従来の徴収額に加えて、納税告知書発付数との2本立てとする修正案を提起したのである。その理由は、多額納税者を多く抱える都市部は納税手数の割に交付金が多いが、農村部は地租の納税告知書発付数が多く手数の割に徴収額が少ないからとされている。結局、明治44年改正においては、財政上の理由から地租の交付金を徴収額の0.7%とするに止まったが、都市部と農村部の交付金配分の不公平性は早晩解決しなければならない課題となった。主税局が提案した交付基準の改正は、大正3年改正において実現し、徴収額の一律3%と納税告知書発付数1通に付2銭の割合となった。

明治44年と大正3年の国税徴収法の改正結果だけを見ると、国税徴収交付金制度は単線的に拡大されたように見えるが、実際はそうではない。

明治44年12月、日露戦後における行財政整理及び税制整理を目的に内閣に臨時制度整理局が設置される<sup>(4)</sup>。その税制整理の調査方針のなかに、徴収制度の改善方法が掲げられていた。大蔵次官勝田主計に提出された、大正元年8月付の「国税徴収法改正理由」から、このとき徴収委任制度の存否にまで踏み込んだ議論がなされていたことがわかる<sup>(5)</sup>。

論点の第1は、市街地における徴収委任の廃止である。市や町などの都市部は税務署の直接徴収とし、国庫金を取り扱う「金庫」を郵便局の振替貯金口座に加入させるものであ

る<sup>(6)</sup>。そもそも市制・町村制及び国税徴収法制定の際、市町村の固有事務と委任事務とを区別し、国税徴収はなるべく国の機関が直接に行うこととされていた。だが、「納税者ノ多数アル租税ニ限りテ、納税者ノ便宜ヲ顧ミ」、市町村に徴収を委任したと説明されている<sup>(7)</sup>。税務署による直接徴収の利点は、税務署の事務や経費は増大するものの、「徴収事務ノ統一整頓」により国庫への納入が速やかになり、市町村への交付金も不要になること。また、市町村にとっても、交付金はなくなるが委任事務が減少するので固有事務の伸張が図れること。これまで実際の徴収経費以上の交付金を得ていた市町村については、もともと不当な利益なので苦痛を訴える理由はないとしている。納税者は、国税と地方税(主に国税付加税)を税務署と市町村に別々に納税することになるが、郵便局で納税できるようになれば手数はなくなること。国税と地方税(明治23年勅令第88号により市町村は府県税を徴収し、府県に納付する義務を負うとされた)の手数といっても、納税告知書送付の手数が2倍になるだけとしている。

ただ、直接徴収の範囲は市や市に準ずる町などの市街地に限定するとされ、納税者の不便とならず、かつ多額の徴収経費を要しない範囲とされている。これらの市や町には税務署及び郵便局や銀行等の金融機関があるので納税に不便は生じないとされており、具体的には税務署所在地の市町村が想定されているようである。そして、直接徴収になると「金庫」か税務署に納付することになるので、納税者の利便性を考えて郵便局でも納税できるようにすることが必要とされている。

市街地の直接徴収論は、後述する論点の第2である交付基準の公平性との関連からも説明されている。もともと市町村への国税徴収交付金は徴収実費の補償である。しかし、明治22年度には徴収費のわずか7%に過ぎなかった交付金は、日露戦時の非常特別税によ

る徴収額の倍増で、明治 45 年度予算では徴収実費を上回るまでになったのである。しかも、交付金は徴収実費に対して市が約 5 倍、町が約 2 倍であるのに対し、村は約 8 割と市町村間に較差が生じているのである。市や町の交付金を徴収実費まで引き下げる方法もあるが、むしろ市街地は税務署による直接徴収の原則に戻るべきとしている。

第 2 の論点は、交付基準の公平性である。市は税務署が直接徴収するとしても、町村の徴収委任を現行のまま維持する場合、依然として町村間には交付金の較差が残ることになる。そこで、まず地租（徴収額の 0.7%）とその他の税目（同 4.0%）の交付基準を一律にすることとした。地租にも交付金の道を開いた以上、他の税目との公平性を求めて地租の交付金増額要求が出てくることは必然である。そこで徴収額による交付基準を一律とし、さらに納税告知書発付数との 2 本立てとする案が提起されたのである。その際、町村のみを対象に徴収実費相当の交付金を算定すると、徴収額の 1%と納税告知書 1 通に付 1 銭となる。若干交付金のほうが下回るものの、徴収額の増加により不足分は解消するとされている。多額の剰余が生じている市を直接徴収とすることで交付金を削減し、なおかつ町村の徴収実費の範囲内で農村部への交付金を増額するというのが主税局案の意図であった。

臨時制度整理局では大規模な行政改革の調査が進行しており、国と府県の事務分掌の見直しも行われていた。そのうち内務省が整理したなかには、税務監督局と税務署を廃止して国税事務を府県に移管するとの意見書が 12 道府県分も含まれていた<sup>⑧</sup>。内務省は、このような意見は到底採用できないとの参考意見を添えているが、税務当局としても、ようやく地方から分離独立させた国税機関を廃止することなど論外である。また、逓信省からは、市町村の徴収事務を郵便局の所管とする意見書も出されている。税務署から市町村に

送付される納額通知書を郵便局に送付すれば、郵便局は市町村に代わって納税者に納税告知書を配達し、さらには集金までが可能としている。国税事務の徴収委任をめぐり、税務署や逓信省、ひいては内務省など、それぞれの思惑が存在したのである。税務署による市の直接徴収と交付金の基準見直しによる徴収費削減案は、他の項目と一緒に臨時制度整理局総裁に報告されたようである。しかし税務署の直接徴収案が、帝国議会に提起されることはなかったのである。

大正 3 年の第 31 回帝国議会では、衆議院に 2 つの交付基準見直し案が議員提出された。第 1 案は交付金を徴収額の一律 4%に引き上げる案で、第 2 案は徴収額の一律 3%と納税告知書 1 通に付 2 銭とする案である。前回議会で政府は、財政に余裕が出来たら交付金の見直しに同意すると回答していたため、今議会で実現する可能性は高まっていた<sup>⑨</sup>。主税局でも改正準備はなされており、この頃作成されたと考えられる国税徴収法改正案では、交付金は徴収額の一律 1%、納税告知書 1 通に付 2 銭となっていた<sup>⑩</sup>。主税局案は基本的には大正元年案と同内容であるが、税務署による市の直接徴収案は撤回されていた。

衆議院提出の第 1 案は税目間の公平を、第 2 案は税目間だけでなく市と町村間の公平をも勘案したとされている。ただ、徴収実費との比較からすると、徴収額 2%、納税告知書 1 通に付 4 銭が「一番公平」であるが、これだと従来の市の交付金が 22 万円程減額になるので、市の「既得権ヲ尊重致シマシテ、多少理想ニハ遠カリマスケレドモ」、提案の割合にしたと説明されている<sup>⑪</sup>。すでに政府は衆議院予算委員会で、改正案が成立すれば追加予算で今年度から実施すると表明していたため、衆議院は主税局案の基準をもとに市町村すべての交付金増額案に修正したのである。大蔵大臣高橋是清は、この改正案により交付金 236 万円余の増額が見積られるが、市の

交付金を減額せず、しかも町村間の均衡を図るためには「已ムヲ得ザル犠牲デアル」と説明している<sup>(12)</sup>。市町村への国税徴収交付金は、必ずしも徴収実費の補填ではなく、市町村への補助金と認識されていたのである。

以上、大正3年の国税徴収法改正により、都市部と農村部の公平性を図るため、交付基準は徴収額と納税告知書発付数の2本立てとなった。しかし、交付金の増額を前提とする改正案であったため、市における交付金の剰余は「既得権」として残され、大正元年改正案のような税務署による市街地の直接徴収案は盛り込まれなかったのである。こうして、大正3年改正により国税徴収委任制度は維持・拡大され、市町村における納税奨励策の財政的基盤となっていくのである。

**(2) 納税奨励策の展開**

大正3年(1914)改正により交付金はほぼ倍増となり、次に交付金の使途に関心が高まるようになる。すでに前稿で指摘したことはあるが、大蔵省は交付金を徴収方法の改善に使用することを希望するも、内務省は国からの交付金は基本財産に組み込んで市町村の財政基盤を強化する方針を打ち出していた。

そのため大正3年8月の大蔵省主税局長と内務省地方局長連署による府県知事あての通牒では、市町村の負担軽減に配慮しつつも徴収上の施策を優先させることとされたのである<sup>(13)</sup>。

交付金の使途については様々な施策が挙げられているが、主税局長は明治43年4月の税務監督局長会議で、具体的な納税奨励策については税務署と市町村職員による税務協議会を開設して協議するよう指示している<sup>(14)</sup>。税務監督局においても税務協議会の雛型や、具体的な納税施策についての通牒が多数発せられるようになり、大正3年改正を受けて納税奨励策が本格的に展開されていくのである。ただ、国税徴収委任制度のもとでは、実際の納税施策は市町村の事務であり、税務署が直接指示・命令するような関係にはない。そのため、税務署や市町村、または郡役所などの関係職員による、年1~2回程度の徴収改善に関する税務協議会の開催が指示されたのである。府県は郡役所を通して徴収方法の改善策を町村に指示してきたが、税務署は市町村を直接監督する立場にないので、税務協議会を通して徴収方法の改善に対処することになるのである。

表3 東京税務監督局管内の納税施設数

年 度	教育機関	納税講話	納税貯蓄	納税袋等	出張徴収	税金取纏	納税合図	納税督励	納税選奨	制裁	その他	合 計
大正5年度	56	38	1,670	419	323	5,241	48	678	427	12	46	8,958
大正6年度	78	107	1,671	365	368	6,313	56	815	552	37	125	10,477
大正7年度	67	55	1,723	230	252	6,228	56	735	567	33	33	9,979
大正8年度	73	43	1,843	244	257	6,530	50	745	645	35	35	10,500
大正9年度	74	35	1,857	265	262	6,687	45	824	480	41	11	10,581
大正10年度	74	61	1,861	267	240	7,081	24	885	554	42	11	11,100
大正11年度	75	60	1,705	248	293	7,098	31	969	633	41	11	11,164
昭和2年度	92	198	2,412	466	508	10,533	83	1,431	788	12	4	16,527
昭和3年度	151	170	3,261	832	628	11,059	62	1,715	715	8	23	18,624
昭和4年度	136	135	3,529	914	822	11,082	69	1,842	1,028	17	8	19,582

「東京税務監督局局報」(平11東京31及び昭43東京70-8・11・20)による。

表4 東京税務監督局管内の納税貯蓄組合の設置単位

年 度	市区 町村	大字 1町	組合 部落	産業 組合	その他
大正6年度	31	228	1,385	26	1
大正7年度	28	252	1,423	19	1
大正8年度	29	271	1,520	22	1
大正9年度	30	278	1,518	30	1
大正10年度	29	272	1,535	23	1
大正11年度	28	75	1,583	18	1
昭和2年度	327	294	1,769	18	4
昭和3年度	96	417	2,722	19	7
昭和4年度	109	407	2,991	18	4

「東京税務監督局局報」(平11東京31及び昭43東京70-8・11・20)による。

表5 東京税務監督局管内の税金取纏組合の設置単位

年 度	市区 町村	大字 1町	組合 部落	産業 組合	青年 会等	その他
大正6年度	255	673	5,365	5	7	8
大正7年度	163	697	5,357	5	6	0
大正8年度	212	565	5,545	198	8	2
大正9年度	219	541	5,787	4	136	0
大正10年度	232	637	6,199	4	9	0
大正11年度	235	621	6,229	5	4	4
昭和2年度	387	767	9,294	80	4	1
昭和3年度	374	960	9,705	12	6	2
昭和4年度	431	1,071	9,558	16	6	0

「東京税務監督局局報」(平11東京31及び昭43東京70-8・11・20)による。

表3 東京税務監督局管内の納税施設数は、大正期から昭和初期までの東京税務監督局管内における納税施策の一覧である。ここには、小学校などの教育機関を利用した施策(「教育機関」)、有識者等による納税講話(「納税講話」)、納税貯蓄組合の設立(「納税貯蓄」)、納税袋や諸税の納期限一覧等の配付(「納税袋等」)、吏員による出張徴収(「出張徴収」)、納税取纏組合の設立(「税金取纏」)、太鼓や鐘による納期限の合図(「納税合図」)、納期限内の納税督促(「納税督促」)、滞納者への村八分などの制裁(「制裁」)等、様々な施策が挙げられている。なお、「納税選奨」の具体的な内容は不明である。

これらの納税施策のなかで、積極的に奨励されていくのが納税組合の設立である。納税

組合は、地域の実情に応じてそれぞれ任意に組織されてきたものである。活動内容も、組合員が納税のための貯金を行い納税に備える納税貯金組合、組合の世話役などが税金を基金して納税する納税取纏組合、納税督促を行う納税督促組合など様々であるが、圧倒的に多いのは納税取纏組合である。表4 東京税務監督局管内の納税貯蓄組合の設置単位と表5 東京税務監督局管内の税金取纏組合の設置単位は、納税貯蓄組合と納税取纏組合が地域のどのレベルで組織されているかを示すものである。納税組合の特徴は、市町村や大字よりも小さな「組合」や「部落(集落)」単位が圧倒的に多いことがわかる。小字や区、組や集落など、より生活に密着した小さなコミュニティが単位であり、それが有効な納税施設

と評価される所以なのである。なお、納税督促組合は「組合」や「部落」単位よりも市区町村単位が多いが、これは一般的な納税の督促に止まるからと考えられる。もともと納税組合は地域の人間関係が密接な農村部において組織されてきたが、大正期に入ると都市部においても同業者や職場を単位とする納税組合の設立が奨励されるようになる。そして、府県や郡単位で納税組合規約や表彰規程なども整備されていくのである。

さきに、表2の説明において、大正前半期の滞納件数は第一次世界大戦の好況もあって減少していると記したが、それは滞納に対して何の対応も必要なかったということではない。日露戦後に滞納が問題化したのは都市部である。市では役場の出張所増設や郵便局での納税を可能にするなどの徴税改善策も実施されたが、それだけで滞納がなくなるわけではない。東京税務監督局は、大正2年10月に「納税督促及滞納処分執行方心得」を制定し、管内の市やこれに準ずる市街地を管轄する税務署を対象に、最近1年以内の滞納者や滞納の虞がある納税者に対し、出張もしくは電話や書面による納税督促を行うこととした<sup>(15)</sup>。税務署が市町村の徴収事務を応援することで滞納を減少させ、その後の税務署による督促や滞納処分の手数を軽減しようとしたのである。納税督促は庶務課員を動員して納期限前7日以内に3日間実施されることとなり、さらに所得税や営業税の納税初年の者、転居者や課税に不服を唱える者には、必要があれば課税担当の直税課員が督促にあたることとされた。また、地租のように税額が一定の税目については、納税督促の際に、滞納すれば直ちに滞納処分を執行する旨を予告することとしている。差押や公売処分の強行には批判も伴うため、その前提として納税督促を行い、それでも納税がなされない場合について迅速な滞納処分の執行が促されたのである。納税督促はなるべく市町村吏員と同道し、滞納者の自宅の

確認や個別の事情なども聴取しながら行われたようである。

このように、大正期前半の滞納の減少は、好景気だけでなく様々な納税奨励策により支えられていた。その財政的基盤となったのが、大正3年改正により増額された交付金であった。しかし、第一次世界大戦後に滞納が増加するようになると、税務職員の間から再び直接徴収論が出されるようになる。大正12年(1923)の四谷税務署長岡田宗治の意見は、東京市内の徴収現場の実態を伝えていて興味深い<sup>(16)</sup>。すなわち、「此期限(区役所指定の納期限—筆者注)迄に納付する者は極少数である。指定期限が過ぎると注意書を発付するが却々納めない。更に第二、第三の注意書を出しても未だ納めない。二十六日頃になって漸く三分の一位の収入済である。此頃になる

と税務署も区役所<sup>(ママ)</sup>も血眼である。税務署では庶務課員属も雇も総動員する。之に加ふるに如何に賦課事務の多忙な時でも之と同数以上の直税課員を繰出して、区役所と協力して未納者を書抜いた小票を作成して、之によつて所謂納税督促なるものをやる。勿論税務署の出張員は区役所の補助としてやるので、従て区役所の名に於てやるのである」。こうした納税督促によつても、法定期限である月末までの納付件数は半分程度で、最終的に区役所から税務署に報告される滞納件数は1~3割程度であるという。ここから税務署は1,000~4,000通ほどの督促状を夜の12時までかかって発送し、滞納処分に取り掛かるのである。庶務課員は朝から深夜まで滞納処分に従事するも、1日平均の整理件数は10件程度で、翌年度への滞納持越件数が増加していく。東京の市街地及び横浜市内の税務署の滞納持越件数は、大正11年度の1万6000件から大正12年度には約4万件に急増している。国からの交付金は年々増加しているにも拘らず、東京市などは交付金を市の財源として意

識するだけで、区役所の徴収事務の改善には無頓着であると批判している。さらに、税務職員の間では納税督励廃止や納税組合勸奨などが提起されているが、どちらも現実的ではないと切り捨てている。納税督励をするから納税意識が高まらないとは言うものの、督励しなければ滞納は増加する一方である。また、納税組合の勸奨は農村部ならいざ知らず都市部では実行を期し難い。そこで現行の国税徴収委任制度を廃止して、都市部における税務署の直接徴収論が主張されるのである。徴収に熱心な町村も勿論あるが、こうした町村でもいずれは市街地と同様に滞納が増加するだろうとしている。

税務職員による市街地の直接徴収論は、徴収方法の改善が叫ばれるとき、必ずと言ってよいほど登場する<sup>(17)</sup>。たとえば丸亀税務監督局管内の税務職員は、明治42年に都市部における徴収成績の不振を改善するための4つの提言を行っている。それは、地租以外の税目の税務署による直接徴収、督促手数料の増額、法定納期限の整理、集金制度の実施である。市町村への徴収委任だと税務署は納期後の滞納処分を行うに過ぎず、様々な納税施設の実施には市町村長との協議が必要になる。税務署の直接徴収であれば、市町村との軋轢はなくなり円満に活動できるので、滞納矯正だけでなく脱税防止も可能となり徴収経費も節約できるとしている。税務職員の徴収委任制度に対する批判は、滞納の増加に対して税務署が間接的にしか関与できない点にある。制度の創設期とは異なり、郵便局や銀行などでの納税が可能になってくると、市町村へ徴収委任する利点よりも弊害の方が目につくようになる。法定納期の整理とは、各税の納期限を減少させることで納税手数の煩雑さを解消しようとするものである。督促手数料の増額は、延滞金の導入以前には強く要請されていた。興味深いのは集金制度で、税務署からも納付日を指定して近隣の学校や寺院などで

出張徴収するというものである。出張徴収は、納税督励と同様あくまでも市町村の応援である。こうした応援により市町村の滞納数を減少させることで、税務署は増加する滞納処分事務の軽減を図ろうとしたのである。

丸亀税務監督局の機関誌には、明治44年改正後にも地租以外の直接徴収論が掲載されている<sup>(18)</sup>。ここでは、個人別の納税額を税務署が決定し、徴収だけを市町村が行う所得税などと異なり、地租には土地台帳整理や納税額の計算などの複雑な事務が必要で、戸籍や兵事事務に匹敵する重要事務であると強調されている。都市部の商工業地に多い所得税や営業税の交付金を廃止し(直接徴収)、その分を地租の交付金に振り向けるというものである。そして交付金の増額にあたり、交付金を地租事務の整理に支出することを条件とすることや、交付金の使途に関して所轄税務署長に市町村への指揮監督権を付与することが求められている。交付金の較差是正や増額を前提に、その交付金を徴収方法の改善に支出させる制度的保証が要請されたのである。

大正期になると、全国税務署長会議の開催などにより、税務の現場の意見が広く聴取されるようになる。大正13年5月の全国税務署長会議では、市町村の国税事務全般に対する税務署長の監督権限付与や、税務署所在地における地租以外の直接徴収、督促手数料の引き上げ、督促状の廃止(納期限後は直に滞納処分を執行)、国税滞納者の公権制限(滞納処分執行前でも選挙権などの失効)など、様々な意見が出されている<sup>(19)</sup>。そのなかには交付金の一部を納税奨励費に指定して交付するとの意見もあり、交付金の使途が問題となっていることがわかる。

なお、この会議で、1納期の納税額が1銭の滞納者に対する徴税免除が求められていることは注目される。大正3年改正により納税告知書1通に付2銭の交付金となったのであるが、これは交付金額を下回る税金滞納者に

対しては不要な失費になるとの意見である。1納期の納税額が1~2銭の納税者は、だいたい他町村の住民で、雑地租が多いという<sup>(20)</sup>。僅か1~2銭の納税のために納税管理人を置く訳もなく、また遠方の役場に納税に行くにも費用と手間がかかる。自然、納税は遅れがちになるが、役場から葉書で督促すると納税額を上回る経費がかかる。そこで町村は、1銭を立替納税することで2銭の交付金を得、差引1銭の収入を得ているというのである。少額の徴収税額と交付金の不均衡が指摘されているのであるが、徴収方法改善のなかで徴税手数の軽減という視点が出てきていることは注目される。

## 2 昭和前期の納税奨励策

### (1) 国税徴収交付金と納税奨励策

大正15年(1926)の税制改正は、所得税を直接国税の中心に据え、その補完税として地租と営業税を位置づけるものであった。そして、課税標準を、地租は土地賃貸価格に、営業税は営業収益税となり営業純益に改正され、さらに軽減されたのである。各税の免税点も、個人所得税は800円から1,200円に引き上げられ、個人の営業収益税は400円とされた。営業収益税については、市町村に徴収委任されるのは個人のみである。また、地租についても、自作農保護の観点から同一人の所有する田畑の地価200円未満の地租が免除されることとなった<sup>(21)</sup>。ただし、地租の課税標準改正には土地賃貸価格調査に2年を要するため、実際の施行は大正17年度からとされていた。

大正15年2月の税制法案の衆議院委員会においては、大都市と農村における交付金の較差を指摘する質問がなされ、本会議に建議案が提出されるなど、改めて交付金の較差は正問題(農村への増額)が提起された<sup>(22)</sup>。これに対して政府は、税制改正後の実態をみて検討すると回答し、交付金問題は2年後の地

租の課税標準改正後に持ち越されることになった。主税局は、2年後の昭和3年度に交付金の実態調査を行い改正に備えた<sup>(23)</sup>。これによれば、昭和3年度の国税徴収実費の総額は約650万円で、大正13年度に比して約5%の増加である。これに対して交付金総額は約690万円で、徴収実費を超過する交付金と、市町村較差の実態が明らかとなった。昭和3年度の徴収実費に対する交付金の割合は、大体、市は290%、町は94%、村は68%となっている。市でも105市のうち交付金不足の市は12市あり、大小の都市間にも較差が広がっていた。交付金の割合は徴収額分が86%、納税告知書分は14%と、圧倒的に徴収額の割合が高い。さらに、納税告知書1通当たりの交付金を算出すると、市が65銭7厘、町が17銭1厘、村が7銭9厘となる。現行の交付基準では、大都市への交付金の集中が避けられないことは明白であった。

大正15年に成立した地租の課税標準改正の実施は、地租の地方移譲をめぐる対立により昭和6年の地租法成立まで延期された。地租法により地租の課税標準は土地賃貸価格となるが、さらに少額地租の免除が盛り込まれた<sup>(24)</sup>。地租法案が提出された第59回帝国議会では、地租軽減による農村部の交付金減額についての質問が出された<sup>(25)</sup>。地租軽減による交付金の減少が、市町村における交付金較差を一層拡大させることが懸念されたのである。

そこで地租法成立後、主税局は昭和6年の税制整理準備調査の過程で、国税徴収交付金改正案の検討を行うこととした<sup>(26)</sup>。現行法では交付基準は一律なので、交付金総額は実際の徴収実費を上回るものの、「交付金ト徴収費用トノ割合著シク不公平ニシテ、大都市ハ其ノ交付金ニ依リ徴収費用ヲ償フテ尚多額ノ余剰ヲ見ルニ不拘、其ノ他ノ市町村ハ概シテ不足ヲ告ケ、之ヲ負担セサルヘカラサルノ状態ニ在リ」と指摘されている。分析対象となったのは昭和3年度の実績であるが、市町村間

だけでなく、人口 10 万人以上の大都市とそれ以外の市との比較など、より詳細な分析がなされている。その結果作成された主税局の改正案は、人口 10 万人以上の大都市については徴収額の交付基準 3%を 2%に引き下げ、納税告知書は 1 通に付一律 2 銭から 3 銭に引き上げるものであった。昭和 6 年度の実績でも、徴収実費に対する交付金の割合は、市が 237%、町が 81%、村が 51%である。交付金不足の市も 27 市に増加しており、昭和 3 年度よりも較差は広がっていた<sup>(27)</sup>。交付基準の改正は急務であった。

交付基準の改正がようやく実現するのは、昭和 11 年 9 月のことである。この改正により、徴収額に対する交付金の割合は、人口 20 万人未満の市及び町村が 3%、20 万人～50 万人の市が 2.5%、50 万人～100 万人の市が 2%、100 万人～200 万人の市が 1.5%、200 万人以上の市が 1%となった。また、納税告知書は 1 通に付、市が 2 銭、町村が 6 銭となった。このときの交付基準改正は、人口が集中し、なおかつ多額納税者も多い大都市を削減し、その削減分を町村に交付する方針のもと、現行の交付金総額の範囲内で見直された。なお、交付金は税制により増減するため、その都度見直しが必要となる。そこで、実情に応じた速やかな改正が実現できるよう、交付基準規定を国税徴収法から同法施行規則に移した<sup>(28)</sup>。そして主税局は、交付金の増額分を「徴税改善施設費」に支出するよう地方長官会議において特に注意を促し、管内の市町村への通達を依頼したのである<sup>(29)</sup>。

大正期に奨励された納税組合は、昭和期においても重要な納税施設とされていた。昭和 3 年 9 月の東京市税務協議会の席上、東京税務監督局長は、大都市部においては困難ではあるがと断りながらも、優良な納税組合の発達は「徴税上の凡ゆる難問題を解決すべき最良の方策である」とし、その普及方法の検討を提案している<sup>(30)</sup>。

この当時の、徴税成績優良な市における施策の実況を、それぞれの税務課長に照会したレポートがある<sup>(31)</sup>。これによれば、桐生市や足利市は納税組合の維持奨励を図り、組合への交付金や納税奨励金の交付により好成績を収めている。また、納税組合加入者以外については納税督励を行っている。京都市では、市と税務署の共同で不在地主への宅地租の督励を実施し、6 大都市で初めて宅地租の完納を実現した。その際、隣接町村居住者へは電話や出張による督励を行っている。金沢市もまた交付金全部を支出して納税貯蓄組合を奨励し、80%の納税者の組合加入を実現している。他にも青森市や戸畑市では、納税組合の奨励と納税貯金の励行を行っており、納税組合のなかでも納税貯金組合が奨励されていることが分かる。昭和 8 年の東京税務監督局長通牒は、こうした納税組合の奨励にあたり、交付金から納税施設改善予算を計上することを市区町村に求めている<sup>(32)</sup>。しかし、納税成績不良にも拘らず「之ヲ放任シ置ク向尠ナシトセス」と、まったく改善を試みない市町村も少なくなかった。税務職員から交付金の使途に関する市町村への指揮監督権付与の要求が再三出されるのは、そのためである。

昭和期に入ると、納税組合未設置の市町村では納税督励や納税デーの開催が奨励されるようになる。納税デーは、昭和 3 年 11 月に福岡県が最初の実施した施策である<sup>(33)</sup>。福岡県が主導し、市町村や税務監督局及び税務署と協議して実施されたようで、昭和 5 年には規模を拡大して実施されている。福岡県の場合、11 月下旬の 3 日間を納税デーとし、懸賞募集のポスターやビラの配付、納税奨励の講演会や映画上映会の実施など、県内各地で様々な納税奨励策が行われている。そして、滞納者への督促や完納者の表彰、納税組合加入の督励などがなされ、後に各地で実施される納税デーや納税週間などの原型となった。

## (2) 昭和 10 年代の納税奨励策

戦時色が強まる昭和 10 年代は、度重なる増税により滞納が急増した時期で、なかでも所得税の滞納は顕著であった。市町村に徴収委任する国税には、昭和 10 年 (1935) の個人の臨時利得税と昭和 12 年の北支事件特別税が追加された。このときの所得税の増税は、本法の税率に昭和 12 年の臨時租税増徴法と北支事件特別税の増税分が上乘せされたため、「所謂三階建の税法」と称されていた<sup>(34)</sup>。増税により市町村が徴収する税額は増加し、交付金額もまた増加した。とりわけ昭和 12 年度以降の交付金額の増加は著しく、同 13 年度には約 900 万円から 1,100 万円台に突入している。そのため主税局長は内務省地方局長との連署による昭和 13 年 4 月の通牒で、国税徴収交付金の増額にあたり税務署等と協議のうえ納税施設の拡充・改善を図るよう市町村に指示している<sup>(35)</sup>。

昭和 13 年の所得税法改正では第三種所得税の免税点が 1,200 円から 1,000 円に引き下げられ、これにより約 40 万人の所得税納税者の増加が見積もられた<sup>(36)</sup>。免税点引き下げの理由として、増収はもとより広く国民に「分に応じて戦費の一部を負担」させると説明されているが、不馴れな納税者の増加は納税手数を増加させた。増税による滞納や納税手数の増加は、従来の納税奨励策に加えて、納税手数の簡易化を必要とさせるのである。

昭和 15 年の税制改正で、勤労所得の源泉徴収が実施された。源泉徴収の対象となる納税者は約 200 万人と見積もられ、主税局員の説明では、「従来も徴収の便宜を有する者に徴収を委託せられた例は」あるが、今回の勤労所得のような広汎な源泉徴収の規定は画期的な大改革であるとされている<sup>(37)</sup>。徴収義務者が徴収した国税は郵便局で納入できるようになり、勤労所得の源泉徴収は「納税方法の簡易化」において、まさに画期的なものであった。

また、同年の地租法改正で納期の整理がなされた。従来の地租の納期は、田租 4 期、宅地租 2 期、畑租などのその他が 2 期であった。これを田租 2 期、宅地租とその他を併せて 2 期の、合計 4 期に整理したのである。1 月は田租及びその他の納期限なので、納期そのものは 3 期に整理されたことになる。納期を動かす場合、納税者の負担が問題となるが、地租負担が軽減されているので「左程大きな負担」ではないとされている。これにより、「千数百万人に上る地租納税者に対する市町村の徴収事務の簡易化」が図れるとされている<sup>(38)</sup>。なお、徴収事務の簡易化を目的とする、諸税の納期整理の一覧は表 6 諸税の納期限一覧のとおりで、これについては後述する。

さらに、昭和 15 年改正では少額地租の免税範囲が拡大された。従来は同一地目の賃貸価格の合計金額 1 円未満を免税としたが、田と田以外の地目に区別し、それぞれの賃貸価格の合計金額 5 円未満に免税範囲を拡大したのである。これによる地租納税者の減少は 200 万人と見積もられているが、地租減税額はわずか 10 万円未満である。これ以外にも、自作農保護の観点から実施されていた、田畑賃貸価格 200 円未満の自作農地の免税規定が自作農地以外にも拡大され、納税者の減少が見込まれている。

昭和 15 年の税制改正で注目すべきは、勤労所得の源泉徴収や地租の納期の整理、少額納税者の免税範囲の拡大が、納税者の負担軽減という観点からだけでなく、納税告知書の作成や発付手数の軽減による、市町村の「徴収上の簡易化」を意識した措置だったということである。

主税局は、「最近に於ける市町村の事務増加の状況に顧る時は、啻に納税上の簡易化のみならず、徴収上の簡易化も慮外に置く訳にはゆかぬ」とし、これらの措置による手数の省略は「莫大なもの」と説明している。

表6 諸税の納期限一覧

改正年	所得税	地 租	営業（収益）税	臨時利得税	家屋税
大正15年	7月、10月、1月、3月		8月、11月		
昭和6年		宅地租 7月、1月 田 租 1月、2月、3月、5月 その他 9月、11月			
昭和10年				8月、10月、1月、3月	
昭和13年				7月、10月、1月、3月	
昭和15年	7月、9月、11月、2月	田 租 1月、3月 その他 8月、1月	8月、1月	8月、10月、1月、3月	6月、11月
昭和18年		田 租 2月 その他 8月、1月			
昭和19年	6月、9月、11月、2月 (年間税額60円未満は9月と2月)	田 租 1月 その他 10月			7月
昭和20年	8月、1月	11月	9月、2月	11月、3月	
昭和21年				廃止	
昭和22年	4月、7月、10月、1月	廃止	廃止		廃止

『法令全書』による（改正年は法律の公布年）。納期は各月末日。

家屋税法施行は昭和 17 年度から。

しかし、徴収方法の改善を実施しても滞納は減少しなかった。昭和 16 年の大阪税務監督局長通牒では、昭和 15 年の税制改正により前年と比較して滞納件数が約 4 倍、滞納額が約 6 倍に急増したとされている<sup>(39)</sup>。しかも、その 9 割は東京・大阪などの大都市とその周辺に集中しており、税務署長には滞納処分未済件数の一掃計画を作成して実行するよう指示が出されている。

同じ昭和 15 年には、税制改正にともなう交付基準見直しも行われた。この改正は、昭和 11 年改正時より拡大した大都市とそれ以外の市町村の較差を是正するためのもので、徴収額に対する交付金割合が再改定された。その結果、人口 20 万人未満は 3%から 2%、20 万人～50 万人までは 2.5%から 1.5%、50 万人～100 万人は 2%から 1%、100 万人～200 万人は 1.5%から 0.7%、200 万人以上は 1%から 0.4%へと、それぞれ交付金の割合が引き下げられた。ただし、納税告知書数の割合は据え置きとなった。

昭和 17 年の所得税法改正は税率引き上げだけでなく、分類所得の免税点及び基礎控除の引き下げ、それに諸控除の引き上げを伴う

ものであった。この改正による納税者の増加は、諸控除の引き上げ分を差し引いても約 180 万人と見積もられた<sup>(40)</sup>。太平洋戦争遂行のための「未だ曾て見ない」増税について、主税局長松隈秀雄は「銃後国民各位」に対して「従来に比し一段と納税報国の決意を強化」するよう協力を要請したが、度重なる増税と課税範囲の拡大は滞納を増加させていった。東京市の納税組合運動の指導者は、戦時下においては「納める金に困って滞納する数が非常に多」く、滞納の増加により町の財政が窮乏したため、納税に備えた日掛・月掛貯金を推進してきたという<sup>(41)</sup>。こうした状況は全国同様であったと推測できるが、全国の納税貯金組合数は、昭和 9 年度の 39,153 から昭和 13 年度には 60,636 に急増し、昭和 16 年度には 72,337 と増加している<sup>(42)</sup>。

そして昭和 18 年に、「皇国本来ノ納税観念ニ立脚セル国民納税体制ノ確立・整備」を目的とする納税施設法が成立した<sup>(43)</sup>。これまで任意であった納税団体を法制化して納税資金の管理と納税を義務付け、市町村に徴収委任してきた国税や地方税、それに市町村税などを確実に納付させようとしたのである。納税

団体には補助金や奨励金が交付され、納税団体が積み立てた納税資金は納税準備預金とされ、市町村が徴収すべき国税や地方税納付のために管理された。納税以外への預貯金の引出制限はあるが、利子の分類所得税免除などの特典が付与された。納税団体は町内会・部落会などの地域組合と、職場や同業者組合などを単位とする職域組合に大別されるが、地域組合の場合は町内会や部落会の納税部への統合が指導された。納税施設法成立以前の納税組合は約 51 万組あり、おおよそ官公署や学校が 6 万、軍需関係の会社が 1 万 6 千、その他の会社が 3 万、そして町内会や部落会を単位とするものが 30 万、それ以外が 10 万とされている<sup>(44)</sup>。

これまで納税組合の普及には、府県や市町村から助成金や奨励金などが交付されてきた。しかし、国からは補助金が出ないという理由で、国税を取り扱わない納税組合もあった。そのため納税組合に関する法律を制定して、国や府県から奨励金や交付金を納税組合に交付し、優良組合の表彰などの規程を作ることが要請されていた。納税施設法は、こうした要請を受けて、既存の納税組合を町内会や部落会を単位とする納税団体に再編し、国税徴収委任制度を捫入れすることを意図したのである。

昭和 15 年に内務省が行った部落会・町内会整備の際は、主税局通牒により既設納税組合の町内会・部落会への強制的な統合は制止されていたが、納税施設法により地域組合は町内会・部落会に積極的に統合されることになった。そして、組合員の納税告知書は一括して組合に送付できるようになり、市町村の徴収手数料は格段に軽減されることになる。なお、地域組合は管轄する市町村長に、職域組合は税務署長に組合規約の届けが必要で、税務署長による帳簿の検査や事業内容についての監督が可能になった。昭和 20 年度の納税組合数は、地域組合が約 22 万 7 千組、職域

組合が約 2,000 組であった。ただし、納税施設法による納税団体の活動実態は不明である。

納税施設法は、「皇国」すなわち日本独自の納税観念に立脚する「国民納税体制」の確立・整備を目的としていた。国家総動員法のもと国民税<sup>(45)</sup>や納税翼賛運動なども提唱されており、ここには税務職員だけでなく、それまで府県や市町村において納税組合運動を推進してきた人たちも少なからず参加していったようである。先述した東京市の納税組合運動では「納税は貢物」であるとの精神が強調され、それがなかなか市民に理解されないことを嘆いている<sup>(46)</sup>。こうしたなか、昭和 19 年に大蔵省内に大蔵次官を会長とする皇国租税理念調査会が設置され、「納税は貢ぎであり、初穂の精神である」とする特殊な納税観念が提唱されるのである<sup>(47)</sup>。もっとも、このような納税観念の提唱で滞納が解消されるはずもなく、東京などの大都市部では徴収を担当する庶務課員に区内各署の兼務を命じて滞納処分の執行に当たらせるなど、徴税体制の強化が図られた<sup>(48)</sup>。

さらに、「決戦下における行政事務簡素化」の方法として、昭和 19 年の所得税法改正では分類所得税額が年 60 円未満の場合は、4 期ある納期限のうち 9 月と 2 月の 2 期に納税することとされた。この納期整理により、所得税の納税告知書数は 3 割程度削減されると見積もられている<sup>(49)</sup>。昭和 20 年の改正では、所得税の納期が 4 期から 2 期に、地租は 2 期から 1 期に、個人の臨時利得税は 4 期から 2 期に整理された。いずれも徴税事務の簡捷化によるものである。また、地租と家屋税の免除額は賃貸価格の合計 5 円未満から 10 円未満に引き上げられ、少額納税者の減少も図られた<sup>(50)</sup>。しかし、それでも所得税を中心とする滞納の増加には歯止めがかからなかった。昭和 18 年度と昭和 19 年度の所得税滞納者数を比較すると、実に 3 倍にも急増しており、滞納者は 100 万人を大きく上回ったのである。

## おわりに

昭和 22 年(1947)の所得税法改正により、分類所得税と総合所得税の 2 本立てであった所得税は 1 本化され、申告納税制度が導入された。また、同年の税制改正で、地方分与税であった地租・営業税・家屋税は地方税に移管された。臨時利得税は昭和 21 年に廃止されており、昭和 22 年の改正時点で市町村に徴収委任された国税は所得税だけになっていた。しかも所得税は申告納税制度となり、4 月 30 日までに年間の所得額を見積もって予定申告し、同時に税額の 1/4 を政府に納付することとなったのである。

これにともない、国税徴収法が改正され国税徴収委任制度は廃止された。当時の帝国議会の議事録には、国税徴収法改正に関する質疑はまったく掲載されていない。そのため、同年の税制改正を解説した主税局長前尾繁三郎による、「国税徴収法については、申告納税制度の採用に伴い、市町村徴収の規定を削除する」との簡単な説明があるだけである<sup>(51)</sup>。徴収委任する税目が所得税だけとなり、しかも申告納税制度により直接国に納税することになれば、市町村への徴収委任を存続する必要はなくなったのである。

<sup>(41)</sup> この制度について、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 8 卷(昭和 52 年、東洋経済新報社)では「市町村への委託徴収」とされ(320 頁)、平田敬一郎他編『昭和税制の回顧と展望<下巻>』(大蔵財務協会、昭和 54 年)の戦前の税務行政の項でも「市町村に徴収を委託」とされている(104 頁)。そのため注(2)の拙稿においても「国税徴収委託制度」としたが、明治期の主税局でも市町村の「国税徴収事務ハ国家ノ委任ニ基ク事務」(水沢謙三郎『国税徴収法釈義』87 頁、大成会、明治 41 年)とされているので、「国税徴収委任制度」と訂正したい。なお、明治財政史編纂会編『明治財政史』第 5 卷は市町

村に「義務ヲ負ハシメ」と記すにとどまるが(108 頁)、大蔵省編『明治大正財政史』第 7 卷は「委任徴収制度」としている(1027 頁)。

- <sup>(2)</sup> 拙稿「日露戦後の納税奨励策について」『税大ジャーナル』23 号(税務大学校、2014 年 5 月)。
- <sup>(3)</sup> この時期の農村における滞納の増加については、経済不況だけでなく郡役所廃止と普通選挙制度の実施を原因に挙げる意見がある(『税』第 9 卷第 3 号、昭和 6 年 3 月)。町村の国税徴収においても郡役所の役割は大きく、重要な指摘であると考えている。
- <sup>(4)</sup> 以下は、大蔵省編纂『明治大正財政史』第 6 卷、137-214 頁(財政経済学会、昭和 12 年)による。
- <sup>(5)</sup> 国立公文書館所蔵「勝田家文書」12-7(ゆまに書房『近代諸家文書集成』マイクロフィルム版による)。
- <sup>(6)</sup> 国庫金の受け払いに関する振替貯金制度の利用は、まず明治 42 年に市の公金、同 44 年に市町村が納入する府県税と段階的に進められ、国税収納金の取り扱いが実現するのは大正 4 年である。この大正元年案の段階では、国庫金の取り扱いについても制度改正が検討されていた(前掲『明治大正財政史』第 2 卷、100-104 頁)。
- <sup>(7)</sup> 前掲「勝田家文書」12-8。明治 22 年の国税徴収法の制定については、基本史料が欠如していることもあり十分な検討がなされていない。
- <sup>(8)</sup> 国立公文書館所蔵「公文別録」159-5(ゆまに書房マイクロフィルム版による)。
- <sup>(9)</sup> 『帝国議会貴族院議事速記録』27、194-195 頁(東京大学出版会、昭和 56 年)。
- <sup>(10)</sup> 前掲「勝田家文書」12-8。
- <sup>(11)</sup> 以下の記述は、『帝国議会衆議院議事速記録』28、308-309 頁及び 130 頁(東京大学出版会、昭和 56 年)による。
- <sup>(12)</sup> 『帝国議会貴族院議事速記録』30、165 頁(東京大学出版会、昭和 56 年)。第 31 回帝国議会に国税徴収法改正案を提案したのは、いずれも立憲政友会の議員であった。同議会で政友会は、立憲国民党が提案した 0.7%の地租軽減法案に反対して 0.2%の軽減に修正可決した。そのため、交付金の増額が間接的に農村の負担軽減になるという説明をしている。
- <sup>(13)</sup> 「局報 全」(昭 60 高松 28)。

- (14) 「参考書」(昭44関信7-4)。
- (15) 「局報 経理編」(昭53東京102)。
- (16) 『財務協会雑誌』第4巻第2号(東京財務協会、大正12年8月)。
- (17) 『税務協会叢誌』第112号(四国税務協会、明治42年12月)。同誌は丸亀税務監督局の機関誌で、寄稿者のペンネームは「香川虎四郎」である。
- (18) 『同上』第150号(大正2年2月)。寄稿者の脇町税務署「四万十川生」は、かつて地租以外の交付金撤廃論を主張したとあるので、注(17)と同一人物の可能性もある。
- (19) 『財務協会雑誌』第6巻第1号(大正13年7月)。
- (20) 『財務協会雑誌』第6巻第5号(大正13年11月)。
- (21) 大正15年の税制改正の概要については、大蔵省主税局調査課編『昭和の税制改正』(大蔵財務協会、昭和27年)を参照のこと。ただし、自作農地の地租免除により、市町村は従来の一入別の納税額とともに地租免除分についても税務署に報告する必要が生じた。市町村から見れば、自作農の地租免除は手数が増すだけでなく地租交付金を減少させる、歓迎されざる改正であった(『税』第4巻第12号、大正15年12月)。そのため、昭和元年度から昭和3年度まで、地租名寄帳整理の補助金が市町村に交付された。
- (22) 『帝国議会衆議院委員会議録』48、232頁及び326-327頁(臨川書店、昭和63年)。『帝国議会衆議院議事速記録』47、457頁(東京大学出版会、昭和57年)。
- (23) 『局報』(昭43東京70-20)。
- (24) 各納期における同一地目の賃貸価格の合計が1円未満の場合は、地租免除となった。これはもっぱら課税の煩雑さを省くことが理由で、農村での地租滞納の多くを占める宅地にも免税措置が設けられたことで滞納件数は減少した。また、自作農地の免税点も地価200円から賃貸価格200円となり、免税点が2割程度引き上げられた(『地租法釈義』唯野喜八他、自治館、32-34頁)。
- (25) 『帝国議会衆議院委員会議録』昭和篇20、260頁(東京大学出版会、平成3年)。
- (26) 『昭和6年税制整理準備調査概要』大蔵省主税局、779-792頁。
- (27) 『財務協会雑誌』第17巻第7号(昭和8年7月)。
- (28) 『帝国議会貴族院議事速記録』62、15頁(東京大学出版会、昭和59年)。
- (29) 「機密書類」(平12高松6)。
- (30) 『財務協会雑誌』第13巻第11号(昭和3年11月)。
- (31) 『財務協会雑誌』第14巻第4号(昭和5年4月)。
- (32) 「局報 経理編」(昭53東京102)。
- (33) 『納税奨励の理論と実際』久保太助(百道刊行社、昭和8年)。本書は、著者が「かねて市町村及福岡県自治研究会に於て講演したもの、又は新聞雑誌等に登載したもの」等をまとめたこと記されている(7頁)。この福岡県の事例は、東京税務監督局の機関誌『税務協会雑誌』第18巻第1号(昭和9年1月)でも取り上げられている。
- (34) 『税務署70年のあゆみを語る』9頁(国税庁、昭和42年)。
- (35) 「例規 徴収関係」(昭和52東京110)。
- (36) 『税』第16巻第3号(昭和13年3月)。
- (37) 『税』第18巻第7号(昭和15年7月)。ちなみに、ここで徴収委託している税とは通行税や入場税などで、徴収義務者は、それぞれ運輸業者、催事の主催者及び劇場等の経営者である。
- (38) 『財政』第18巻第7号(昭和15年7月)。
- (39) 「機密例規」(平12大阪138)。
- (40) 『財政』第7巻臨時増刊号(昭和17年4月)。
- (41) 『税』第21巻第3号(昭和18年3月)。
- (42) 『主税局統計年報書』による。
- (43) 「局報 例規 経理編」(平19仙台259)。納税施設法には、納税団体制度以外にも戦時納税貯蓄制度などが含まれているが、ここでは省略する。
- (44) 『帝国議会衆議院委員会議録』昭和篇132、233頁(東京大学出版会、平成10年)。ただし、『主税局統計年報書』の納税組合数とは数値の開きが大きい。
- (45) 国民税は臣民に一律に課税する新税を指すが、その内容は様々である。昭和18年の主税局案が、租税史料叢書第3巻『所得税関係史料集』692-704頁(税務大学校租税史料室、平成20年)に収録されているので参照されたい。
- (46) 『税』第21巻第3号(昭和18年3月)。
- (47) 皇国租税理念調査会については、吉牟田勲「皇

---

国租税理念調査会小史』『東京経営短期大学紀要』  
第10巻(2002年3月)に關係史料が網羅されて  
いる。

- (48) 「例規 徴収關係」(昭和52東京111)。
- (49) 『帝国議會衆議院委員會議録』昭和篇151、187  
頁(東京大学出版会、平成11年)。
- (50) 『財政』第10巻第2号(昭和20年2月)。
- (51) 『財政』第12巻第5号(昭和22年6月)。